

**宅地建物取引士資格試験**  
**第1回提出課題 訂正のお知らせ**

この度は弊社通信講座をご受講いただき有難うございます。

第1回提出課題【問 10】につきまして、問題文の冒頭部分を「被保佐人Aが未成年者Bに代理権を与え、」とすべきところ、下線部分が漏れていることが判明いたしましたので、次のとおり補足・訂正させていただきます。

**【問 10】**

被保佐人Aが未成年者Bに代理権を与え、自己所有の土地をCに売却したが、その際、Bは法定代理人の同意を得ていなかった。この場合、AはBが未成年者であることを理由に契約を取り消すことができる。

なお、このままでは正誤の判断ができませんので、本問につきましては、採点対象外とさせていただきます。受講者の皆様に御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

ビジネス教育出版社 教育事業部

**第2分冊テキスト 訂正のお知らせ**

78～79 ページ「別表第二 用途地域による建築物の用途制限の概要」  
老人福祉センター、児童厚生施設等は、田園住居地域において「×」（建てられない用途）となっていますが、正しくは第一種・第二種低層住居  
専用地域同様、「▲」（600 m<sup>2</sup>以下）です。